

## 令和5年8月10日 美郷町農業委員会会議録

令和5年8月10日午前9時00分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

### 1. 出席委員は、次のとおり

1番	佐々木	定廣	10番	深沢	靖
2番	継田	竜也	11番	齋藤	美由木
3番	高橋	広樹	12番	高橋	国広
4番	奥山	秀治	13番	佐々木	竜孝
5番	小西	嘉之	14番	加藤	堅之助
6番	深田	秋彦	15番	高橋	秀行
7番	山田	貞子	16番	細井	千代文
8番	高橋	孝人	17番	高橋	正尚
9番	高橋	一平			

本会委員出席者 17名

### 2. 欠席委員は、次のとおり

なし

## 1. 出席事務局職員

局 長	佐々木 龍 悦
庶務班長兼農地調整班長	加 藤 隆 輝
農地調整班上席主査	高 橋 章 浩

## 2. 会議事件は下記のとおり

- 第 1 議事録署名員の指名について
- 第 2 議案第35号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第 3 議案第36号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）

会長 高橋 正尚 午前9時15分本委員会の閉会を告げた。

## 令和5年8月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和5年8月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午前9時00分
4. 閉 会 午前9時15分
5. 議事録署名委員 1番 佐々木 定 廣  
2番 継 田 竜 也

- 議 長 それでは、ただ今から令和5年第9回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、1番、佐々木委員、2番、継田委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第35号農業経営基盤強化促進法に基づく農用意利用集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第35号について事務局より説明願います。
- 庶務班長 【 議案第35号、申請番号48番から申請番号52番について議案書をもとに朗読、説明 】  
始めに所有権移転です。  
申請番号48番、千畑地区の田3筆、3, 798㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は遠方に住んでおり、近隣で耕作している方へ農地を手放したいことから、今回の受人へ売買するものです。売買価格は総額で〇〇〇円、引き渡し時期は8月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料1ページのとおりです。受人はトラクターを所有して枝豆を栽培しております。  
申請番号49番、千畑地区の田10筆、16, 622㎡、渡人は公益社団法人秋田県農業公社、受人は〇〇〇さんです。公社特例事業による売買で、〇〇〇さんから秋田県農業公社を経由して受人へ所有権移転するものです。売買価格は〇〇〇円で引き渡し時期は令和5年10月31日を予定しております。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号50番、仙南地区の田2筆、1, 333㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地はこれまでも受人が耕作しており、今回新たに契約をするものです。総額で〇〇〇円、期間は他の契約の終了と合わせるため令和9年6月14日となります。受人の経営状況につきましては、資料3ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号51番、千畑地区の田1筆、3, 772㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢となり耕作できなくなってきたため、受人へ耕作をお願いするものです。

10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。受人の経営状況につきましては、資料4ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号52番、六郷地区の田1筆、6, 500㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料5ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号48番から52番までの案件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第35号について事務局より説明が終わりました。申請番号48番から申請番号52番について質疑を行います。質疑ございませんか。

14番委員 申請番号48番について確認です。受人はトラクター1台で枝豆を栽培しているということでしたが、ここも枝豆栽培をするためということでしょうか。

●庶務班長 この方は枝豆しかやっておりませんので、この田んぼも枝豆栽培をするということでした。

14番委員 分かりました。

●議 長 他に質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号48番から申請番号52番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号48番から申請番号52番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第35号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第36号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理権の取得）を上程し議題とします。議案第36号について事務局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第36号、申請番号146番から申請番号163番について議案書をもとに朗読、説明 】

中間管理事業による賃借権設定です。期間が半端な案件については他の契約

の終了と合わせるためです。

申請番号146番、六郷地区の田5筆、8,151㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号147番、六郷地区の田3筆、4,549㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年4ヶ月です。

申請番号148番、仙南地区の田3筆、3,080㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下受け手は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。申請番号149番から161番までの期間は10年間で、162番、163番は4年7ヶ月です。

申請番号149番、六郷地区の田8筆、6,816㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号150番、六郷地区の田6筆、4,970㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号151番、六郷地区の田15筆、16,810㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号152番、六郷地区の田17筆、10,552㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号153番、六郷地区の田45筆、21,200㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号154番、六郷地区の田1筆、151㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号155番、六郷地区の田6筆、5,245㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号156番、六郷地区の田9筆、6,293㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号157番、六郷地区の田23筆、15,406㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号158番、六郷地区の田14筆、14,227㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号159番、千畑地区の田2筆、六郷地区の田29筆、計30,741㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号160番、六郷地区の田8筆、5,356㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号161番、六郷地区の田6筆、6,255㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号162番、六郷地区の田1筆、231㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号163番、六郷地区の田1筆、90㎡、出し手は〇〇〇さんです。

申請番号146番から163番までの18件は、農業経営基盤強化促進法第

- 18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。
- 議 長 議案第36号について事務局より説明が終わりました。それではこれより審議を行います。申請番号146番から申請番号163番について質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
【 「なし」との声あり 】
- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号146番から申請番号163番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。  
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号146番から申請番号163番までについては原案のとおり決しました。  
よって日程第3、議案第36号については原案のとおり許可決定いたします。
- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- 議 長 これをもちまして、令和5年第9回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時15分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和5年8月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 佐々木 定 廣

議事録署名委員 継 田 竜 也